

○総務省令第九十八号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信事業報告規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十六日

総務大臣 松本 剛明

電気通信事業報告規則の一部を改正する省令

電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

(電気通信役務契約等状況報告等)

第二条

〔1〕6 略

7 次の表の報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者は、それぞれ同表の様式番号の欄に掲げる様式により、毎報告年度経過後三月以内に、同表の報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務に関する当該報告年度の通信量等の状況について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

加入電話	電気通信回線設備を設置して加入電話を提供する電気通信事業者	様式第十六(第五表を除く。)
携帯電話	電気通信回線設備を設置して携帯電話を提供する電気通信事業者	様式第十六(第五表を除く。)
略	略	
略	略	

別表 電気通信役務の種類(第四条の六関係)

〔1〕7 略

備考 この表における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

〔1〕略

二 無線インターネット専用サービス 前号に掲げる役務の提供に用いられる無線端末系伝送路設備を用いて、又は一端が利用者の電気通信設備と接続される無線設備規則第四十九條の二十八若しくは第四十九條の二十九若しくは第四十九條の二十九の二で定める条件に適合する無線設備を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役務及び当該役務の提供に用いられる無線端末系伝送路設備を用いて提供されるインターネット接続サービスの役務であつて、当該無線端末系伝送路設備の一端に接続される利用者の電気通信設備(次号において「無線利用者設備」という。)によつて音声伝送役務(電気通信番号規則別表第四号に掲げる音声伝送携帯電話番号を使用して提供されるものであつて、当該音声伝送携帯電話番号の指定を受けて提供されるもの又は当該指定を受けた電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受けることにより提供されるものに限る。)の提供を受けないもの

〔3〕11 略

(電気通信役務契約等状況報告等)

第二条

〔1〕6 同上

7 〔同上〕

加入電話	電気通信回線設備を設置して加入電話を提供する電気通信事業者	様式第十六(第六表を除く。)
携帯電話	電気通信回線設備を設置して携帯電話を提供する電気通信事業者	様式第十六(第五表及び第六表を除く。)
同上	同上	
同上	同上	

別表 電気通信役務の種類(第四条の六関係)

〔1〕7 同上

備考 〔同上〕

〔1〕同上

二 無線インターネット専用サービス 前号に掲げる役務の提供に用いられる無線端末系伝送路設備を用いて、又は一端が利用者の電気通信設備と接続される無線設備規則第四十九條の二十八若しくは第四十九條の二十九で定める条件に適合する無線設備を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役務及び当該役務の提供に用いられる無線端末系伝送路設備を用いて提供されるインターネット接続サービスの役務であつて、当該無線端末系伝送路設備の一端に接続される利用者の電気通信設備(次号において「無線利用者設備」という。)によつて音声伝送役務(電気通信番号規則別表第四号に掲げる音声伝送携帯電話番号を使用して提供されるものであつて、当該音声伝送携帯電話番号の指定を受けて提供されるもの又は当該指定を受けた電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受けることにより提供されるものに限る。)の提供を受けないもの

〔3〕11 同上

9 基地局を設置して携帯電話・PHSアクセスサービス又はBWAアクセスサービスを提供する電気通信事業者が、付加的役割としてこれらの役割に係る契約を締結することなく提供することができない携帯電話サービスを提供している場合であつて、当該電気通信事業者に当該携帯電話サービスの提供の用に供する卸電気通信役務を提供しているときは、「参考事項」の項に当該付加的役割の契約数の合計数及び卸先事業者名を記載すること。

10 注9に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

11 [略]

12 [略]

13 [略]

様式第13 (第2条第1項関係)

[第1表 略]

第2表

[表略]

[注1～7 略]

8 基地局を設置して携帯電話・PHSアクセスサービス又はBWAアクセスサービスを提供する電気通信事業者が、付加的役割としてこれらの役割に係る契約を締結することなく提供することができない全国BWAアクセスサービスを提供している場合であつて、当該電気通信事業者に当該携帯電話サービスの提供の用に供する卸電気通信役務を提供しているときは、「参考事項」の項に当該付加的役割の契約数の合計数及び卸先事業者名を記載すること。

9 注8に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

10 [略]

11 [略]

12 [略]

様式第15の3 (第2条第1項関係)

[表略]

[注1～7 略]

8 基地局を設置して携帯電話・PHSアクセスサービス又はBWAアクセスサービスを提供する電気通信事業者にあつては、付加的役割としてこれらの役割に係る契約を締結することなく提供することができない仮想移動体電気通信サービスを最終利用者に対し提供しているときは、「参考事項」の項に契約数の合計数及び卸元事業者名を記載すること。

9 注8に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

10 [略]

11 [略]

12 [略]

9 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

10 [同左]

11 [同左]

12 [同左]

様式第13 (第2条第1項関係)

[第1表 同左]

第2表

[表同左]

[注1～7 同左]

[新設]

8 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

9 [同左]

10 [同左]

11 [同左]

様式第15の3 (第2条第1項関係)

[表同左]

[注1～7 同左]

[新設]

8 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

9 [同左]

10 [同左]

11 [同左]

様式第16 (第2条第7項関係)

第1表

電気通信役務通信量等状況報告					
収入、通信回数、通信量					
年4月1日から 年3月31日まで					
事業者名					
発信	着信	収入	通信回数 (1)	通信量 (2)	平均通信量 (2)÷(1)
合 計					

【注1・2 略】

3 「発信」及び「着信」の欄は、加入電話、総合デジタル通信サービス（インターネットサービスの種別及び通信モードの種類で区別すること）、中継電話、IP電話、公衆電話、携帯電話及びPHSの別（契約約款等において細区分がある場合には、その細区分の別）を記載すること。なお、携帯電話からの発信については、加入電話及び総合デジタル通信サービスの通信回数及び通信量を区別できない場合はそれぞれ合計した値を記載すること。

【判る】

4 「発信」及び「着信」の欄に記載する電気通信役務の数に及び、項を適宜増減すること。

【5 略】

【判る】

6～11 【略】

【判る】

12 【略】

第2表

様式第16 (第2条第7項関係)

第1表

電気通信役務通信量等状況報告				
距離段階別収入、通信回数、通信量				
年4月1日から 年3月31日まで				
事業者名				
サービスの種類（細区分）				
〔総合デジタル通信サービスのインターネットサービスの種別及び通信モードの種類〕				
発信・着信の別				
距離段階	収入	通信回数 (1)	通信量 (2)	平均通信量 (2)÷(1)
合 計				

【注1・2 同左】

3 発信及び着信のそれぞれに関し、加入電話、総合デジタル通信サービス、中継電話、IP電話、公衆電話、携帯電話及びPHSごと（契約約款等において細区分がある場合には、その細区分ごと）に別業とすること。

4 総合デジタル通信サービスについて記載する場合は、インターネットサービスの種別及び通信モードの種類ごとに別業とすること。

【新設】

【5 同左】

6 距離段階は、契約約款等に定める区分によること。

7～12 【同左】

13 「距離段階」の欄は、必要に応じ、適宜増減すること。

14 【同左】

第2表

		事業者名																							
時間帯	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 合計																								
		発信	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
着信	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	合計	
合計																									

[注1] 略

2 「発信」及び「着信」の欄は、加入電話、総合デジタル通信サービス（インターネットサービスの種別及び通信モードの種類で区別すること）、中継電話、公衆電話（電気通信事業法施行規則第14条第2号の2に掲げる電気通信役務を除く。）、携帯電話及びPHSの別（契約約款等において細区分がある場合には、その細区分の別）を記載すること。なお、携帯電話からの発信については、加入電話及び総合デジタル通信サービスの通信回数及び通信量を区別できない場合はそれぞれ合計した値を記載すること。

[削る]

3 「発信」及び「着信」の欄に記載する電気通信役務の数に及び、項を適宜増減すること。

[4・5 略]

[削る]

6 [略]

7 通信回数及び通信量は、千を単位として記載すること。この場合において、通信回数又は通信量が千以上のときは千未満の端数を四捨五入して得た数値を記載するものとし、千未満のときは小数点以下第3位までの数値を記載すること。

8 [略]

9 [略]

[削る]

10 [略]

第4表

電気通信役務通信量等状況報告
都道府県別通信回数、通信量

年4月1日から
年3月31日まで

		事業者名																							
時間帯	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 合計																								
		距離段階	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
合計																									

[注1] 同左]

2 発信及び着信のそれぞれに関し、加入電話、総合デジタル通信サービス、中継電話、公衆電話（電気通信事業法施行規則第14条第2号の2に掲げる電気通信役務を除く。）、携帯電話及びPHSごと（契約約款等において細区分がある場合には、その細区分ごと）に別業とすること。

3 総合デジタル通信サービスについて記載する場合は、インターネットの種別及び通信モードの種類ごとに別業とすること。

[新設]

[4・5 同左]

6 距離段階は、契約約款等に定める区分によること。

7 [同左]

8 「通信回数」及び「通信量」の欄は、千を単位として記載すること。この場合において、通信回数又は通信量が千以上のときは千未満の端数を四捨五入して得た数値を記載するものとし、千未満のときは小数点以下第3位までの数値を記載すること。

9 [同左]

10 [同左]

11 「距離段階」の欄は、必要に応じて、適宜増減すること。

12 [同左]

第4表

電気通信役務通信量等状況報告
都道府県間別通信回数、通信量

年4月1日から
年3月31日まで

サービスの種類（細区分）
 通信回数・通信量の別

事業者名	
都道府県	発信
合計	

【注1 略】

2 加入電話、総合デジタル通信サービス（インターネットサービスの種別及び通信モードの種類で区別すること）、中継電話、公衆電話（電気通信事業法施行規則第14条第2号の2に掲げる電気通信役務を除く。）、携帯電話及びPHSごと（契約約款等において細区分がある場合には、その細区分ごと）に別業とすること。なお、「発信」の欄は、携帯電話から発信については、加入電話及び総合デジタル通信サービスの通信回数及び通信量を区別できない場合はそれぞれ合計した値を記載すること。

【削る】

3～6 [略]

7 通信回数及び通信量は、千を単位として記載すること。この場合において、通信回数又は通信量が千以上のときは千未満の端数を四捨五入して得た数値を記載するものとし、千未満のときは小数点以下第3位までの数値を記載すること。

8～11 [略]
 【削る】

サービスの種類（細区分）
 総合デジタル通信サービスのインターネットサービスの種別及び通信モードの種類
 発信・着信の別
 通信回数・通信量の別

事業者名	
都道府県 (着信)	合計
都道府県 (発信)	
合計	

【注1 同左】

2 発信及び着信のそれぞれに関し、加入電話、総合デジタル通信サービス、中継電話、公衆電話（電気通信事業法施行規則第14条第2号の2に掲げる電気通信役務を除く。）、携帯電話及びPHSごと（契約約款等において細区分がある場合には、その細区分ごと）に別業とすること。

3 総合デジタル通信サービスについて記載する場合は、インターネットサービスの種別及び通信モードの種類ごとに別業とすること。

4～7 [同左]

8 「通信回数」及び「通信量」の欄は、千を単位として記載すること。この場合において、通信回数又は通信量が千以上のときは千未満の端数を四捨五入して得た数値を記載するものとし、千未満のときは小数点以下第3位までの数値を記載すること。

9～12 [同左]

第5表

電気通信役務通信量等状況報告 単位料金区域間別通信回数、通信量	年4月1日から 年3月31日まで
サービスの種類	
発信単位料金区域番号	
発信単位料金区域名	

事業者名

着信単位料金区域番号	着信単位料金区域名	通信回数	通信量
合計			

- 注 1 国内電気通信業務であつて、自らが料金を定めるものについて記載すること。
- 2 加入電話、総合デジタル通信サービス、中継電話及び公衆電話（電気通信事業法施行規則第14条第2号の2に掲げる電気通信業務を除く。）ごとに別業とすること。
- 3 発信単位料金区域ごとに別業とすること。
- 4 他の電気通信事業者の電気通信設備を介して行われる通信については、当該通信を利用した者の所在する単位料金区域間の通信として記載すること。
- 5 通信量については、時間によつて記載すること。
- 6 「通信回数」の欄には百を、「通信量」の欄には十を単位として記載すること。この場合において、単位未満の端数がある場合はその端数を四捨五入して得た数値を記載すること。
- 7 報告年度中に他の電気通信事業者の電気通信事業の全部又は一部を承継した場合は、その承継前における承継した事業に係る事項について、別業に記載すること。この場合は、その旨を注記すること。
- 8 報告年度中に他の電気通信事業者に電気通信事業の一部を承継させた場合は、その承継させた事業に係る事項について除外したものを記載すること。この場合は、その旨を注記すること。
- 9 「着信単位料金区域番号」及び「着信単位料金区域名」の項及び欄は、必要に応じて、適宜増減すること。
- 10 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

第6表 [同左]

様式第27 (第7条の3関係)

[表同左]

[注1～10 同左]

第5表 [略]

様式第27 (第7条の3関係)

[表略]

[注1～10 略]

<p>11 「影響を与えた電気通信役務の区分」の欄は、電気通信事業法施行規則（以下「施行規則」という。）<u>第58条第2項第1号</u>の表の上欄に掲げる電気通信役務の区分の中から該当するものを全て記載すること。 [12・13 略]</p>	<p>11 「影響を与えた電気通信役務の区分」の欄は、電気通信事業法施行規則（以下「施行規則」という。）<u>第五十八条第二項第一号</u>の表の上欄に掲げる電気通信役務の区分の中から該当するものを全て記載すること。 [12・13 同左]</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した傍線（下線を含む。）は注記である。</p>	

附 則

この省令は、公布の日から施行し、報告期限が令和六年一月一日以降である報告から適用する。